

経理的基礎についての御説明

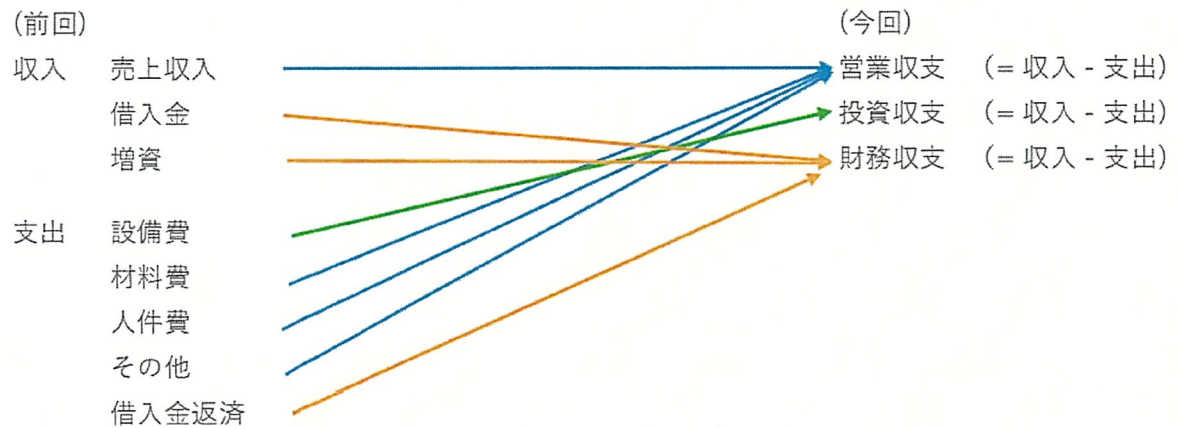
4(1)資金計画に関する区分について

現事業許可（原規規発第 1711011 号）の申請書においては、新規制対応”工事”に関する資金計画についての御説明であったため、その支出内容として主に(工事に関する)設備投資を示す形として、支出の項目を区分しました。

一方、今回の分割認可申請書においては、”工事”ではなく、”事業(会社)”の組織再編(吸収分割)に関するものであるため、一般的な事業(会社)の資金収支(キャッシュフロー)を示す区分としております。

なお、※欄の [ ] については、財務収支 [ ] の内数となります。

現事業許可の申請書(前回)と分割認可申請書(今回)の収支区分の対応は以下の通りです。



4(2)事業の収支見積りと 4(1)資金計画の関連について

4(2)事業の収支見積りは、事業(会社)全体の損益(Profit & Loss(PL))を示しております。一方で 4(1)資金計画は事業(会社)全体の資金収支(キャッシュフロー(CF))を示しております。

一般に営業収支と純利益の関連は以下の通りです。

$$\text{営業収支} = \text{純利益} + \text{非資金損益項目等(減価償却・運転資金増減等)}$$

したがって、4(1)の営業収支と 4(2)の純利益の差分は主に減価償却費の非資金損益項目等(資金収支には含まれないが損益には含む項目(逆も含む))になります。

	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
4.(1) 営業収支	[ ]				
4.(2) 純利益					
営業収支と純利益の差分要因	主に運転資金増	主に建物や工場設備の減価償却費			

注記：  
本資料中 [ ] 部は商業機密に係る情報に該当するため、一部又は全部を公開不可と致します。